

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営と利用者に対するサービスの改善を通じて事業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発展に資するための調査、研究及び対策
- (2) 資料の収集及び統計の作成、配布
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する啓発、広報活動
- (4) 会員の福利厚生を図るための調査、研究
- (5) 関係諸官庁との連絡
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する事項について、政府ほか関係各方面への要望・提言並びにその実行の推進
- (7) 貸室業並びに管理及び運営
- (8) 第二種運転免許運転者の養成所の設置並びにその運営
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内で行う。

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、東京都内において一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)に定める社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会費を納めなければならない。

- 2 会費の額及び納入方法は、総会で定める。

- 3 本会の運営上特に必要あるときは、総会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉をき損したとき
- (2) 本会の目的に違反する行為があったとき
- (3) 会員としての義務に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を督促後なお半年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

- 2 会員はその資格を喪失した場合は、既に納入した金銭その他本会の財産に対して何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 会費及び臨時会費の額並びに徴収の方法
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、毎年1回、通常総会として事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、総会の目的たる事項並びに日時及び場所を示した書面をもって開催日の14日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 重要な資産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により議決権を行使する場合は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 90名以上100名以内

(2) 監 事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、8名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事、50名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、会員以外の者を選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して本会の職務を分掌する。

6 常任理事は、常任理事会を組織して職務を執行する。

7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第28条 本会は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第29条 本会に、名誉会長1名、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、本会の重要事項に関して会長の諮問に応じ総会、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会等

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第37条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 会務執行に関する事項
- (2) 理事会に提出すべき事項
- (3) その他必要な事項

2 常任理事会の議事録については、前条第2項の規定を準用する。

(政策審議会)

第38条 会長の諮問機関として、政策審議会を置くことができる。

2 この審議会の構成、運営等については、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(専門委員会)

第39条 会長は、本会の事業を推進するため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、各種の専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。また、これを直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第18条第2項の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は富田昌孝、最初の副会長は川鍋一朗、三浦宏喜、岡田 佑、高山 實、荻野隆義、川野 繁、磯 博樹、樽澤 功、最初の専務理事は藤崎幸郎、最初の常務理事は稲田正純、尾関彰一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。